

平成28年12月28日(水)
健康局総務課援護企画係
(代表番号) 03(5253)1111 内線2319

原爆症認定申請に係る結果について
(平成28年7月、8月、9月審査分)

今般、平成28年7月、8月、9月に審査を行った原爆症認定申請に係る結果についてとりまとめましたのでお知らせいたします。

1 審査月別の状況

<審査月別認定・却下件数(単位:件)>

| 審査月 | 認定 | 却下 | 合計 |
|--------------|-------|-------|-------|
| ①平成26年1～3月計 | 298 | 140 | 438 |
| ②平成26年度 | 1,352 | 689 | 2,041 |
| ③平成27年度 | 1,170 | 748 | 1,918 |
| ④平成28年度4～9月計 | 488 | 217 | 705 |
| 平成28年4月 | 66 | 33 | 99 |
| 平成28年5月 | 68 | 29 | 97 |
| 平成28年6月 | 71 | 36 | 107 |
| 平成28年7月 | 116 | 29 | 145 |
| 平成28年8月 | 73 | 42 | 115 |
| 平成28年9月 | 94 | 48 | 142 |
| ⑤平成28年度7～9月計 | 283 | 119 | 402 |
| 総計(①+②+③+④) | 3,308 | 1,794 | 5,102 |

2 疾病別の状況

< 認定疾病別認定状況（単位：件） >

| 認定疾病名 | 認定件数 |
|-----------------|------|
| 悪性腫瘍 | 235 |
| 白血病 | 34 |
| 副甲状腺機能亢進症 | 1 |
| 放射線白内障 | 1 |
| 心筋梗塞（急性冠症候群を含む） | 5 |
| 甲状腺機能低下症 | 4 |
| 慢性肝炎・肝硬変 | 2 |
| 上記以外の疾患 | 2 |

※悪性腫瘍及び上記以外の疾患の双方で認定されている1件を重複して計上している。

< 申請疾病別却下理由（単位：件） >

| 申請疾病名 | 放射線起因性が認められなかったため | 要医療性が認められないため | 放射性起因性及び要医療性が認められなかったため |
|-----------------|-------------------|---------------|-------------------------|
| 良性・悪性腫瘍 | 54 | 6 | 1 |
| 造血系疾患 | 7 | 2 | 0 |
| 副甲状腺機能亢進症 | 0 | 0 | 0 |
| 白内障 | 4 | 2 | 1 |
| 心筋梗塞（急性冠症候群を含む） | 7 | 0 | 0 |
| 甲状腺機能低下症 | 8 | 0 | 0 |
| 肝障害 | 4 | 2 | 1 |
| 上記以外の疾患 | 21 | 0 | 0 |

※区分をまたがる複数の申請疾病がある場合は重複して計上しているため、申請件数とは合致しない。

※「上記以外の疾患」の欄には、上記のいずれの区分にも該当しない申請疾病のみの申請件数を計上。

※放射線起因性が認められないと判断された場合の例

- ①原子爆弾の放射線に起因する疾患を発症するほどの放射線被曝がなかったと判断された。
- ②申請された疾患と放射線との因果関係が証明されていないと判断された。
- ③放射線起因性が指摘されている疾患に罹患しているが、申請者の年齢（加齢とともに白内障、心筋梗塞は増加する）、生活習慣（喫煙、肥満によって心筋梗塞は増加する）、持病（高血圧、高脂血症、糖尿病によって心筋梗塞は増加する）、特徴的な所見（放射線白内障には特徴的な所見がある）等を分科会において考慮し、放射線起因性がないと判断された。
- ④提出された資料からは疾患が存在するかどうか判断できないと判断された。

※要医療性が認められないと判断された場合の例

- ①放射線起因性のある疾患に罹患しているものの、治療が必要な段階ではない（検査値にやや異常があるが、症状がなく治療を必要としないなど）と判断された。
- ②放射線起因性のある疾患に罹患していたが、手術等の治療の結果、該当疾患に対する積極的な医療が必要ではなくなったと判断された。

※手帳に記載された被爆状況が積極的に認定することとしている目安（3.5km以内での直接被爆等）に該当しない場合であっても、審査において、客観的資料の確認等により、相当程度の被曝を受ける状況にあったと認められた場合には、認定されている場合がある。

3 各申請ごとの状況

別紙として添付します。